

那覇市公報

第1502号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇告 示

- 那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について（こども政策課）・・・ 270
- 随意契約の公表について（クリーン推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
- 平成21年（2009年）4月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271

◇公 告

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）・・・・・・ 272
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
- 制限付一般競争入札の実施について（新庁舎建設室）・・・・・・ 274

◇消防本部訓令

- 那覇市消防訓令審査会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 279

◇上下水道局告示

- 公共下水道の供用開始について・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・ 294
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて・・・・・・・・ 294

告 示

那覇市告示第 2 9 号

平成 2 1 年 4 月 7 日

掲 示 済

那覇市立幼稚園保育料等の集金代行業務委託について

那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者 那覇市西 1 丁目 1 9 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役 平良 孝夫

委託期間 自平成 2 1 年 4 月 1 日
至平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市告示第 3 8 号

平成 2 1 年 4 月 1 5 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。 なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出
契約担当課	環境部クリーン推進課（889－3567）

＊詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第42号

平成21年4月21日

掲 示 済

平成21年（2009年）4月那覇市議会臨時会の招集について

平成21年（2009年）4月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成21年4月28日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）平成21年度那覇市一般会計補正予算（第1号）
 - （2）専決処分の承認を求めることについて（那覇市税条例等の一部を改正する条例制定）
 - （3）専決処分の承認を求めることについて（那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

- （4）専決処分の報告について（那覇市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定）
- （5）専決処分の報告について（新都心公園内水道メーターボックス蓋の破損による損傷事故）
- （6）専決処分の報告について（車両物損事故）

公 告

那覇市公告第 1 1 号

平成 2 1 年 4 月 9 日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による事業認可の図書を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画公園事業
 - （2）名称 4・3・那4号 大石公園
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
- 4 事業地
 - （1）収用の部分 平成8年沖縄県告示第514号の事業地に那覇市識名1丁目及び繁多川5丁目を加え、同事業地から那覇市識名1丁目を削る
 - （2）使用の部分 なし
- 5 事業施行期間
平成8年5月21日から平成22年3月31日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
（那覇市銘苅2丁目3番1号、銘苅庁舎3階）

那覇市公告第 1 3 号

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・3号真地久茂地線及び3・5・10号識名真地線
- 2 施行者の名称
沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
(那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎)
 - (2) 期間 平成 2 1 年 4 月 1 0 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 1 4 号

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号龍潭線

2 施行者の名称

沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎)

(2) 期間 平成21年4月10日～平成23年3月31日

那覇市公告第 1 6 号

平成21年4月20日

掲 示 済

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び那覇市仮庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札要領（以下「要領」という。）の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6、那覇市契約規則第13条及び要領第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に関する事項

(1)事業名	那覇市仮庁舎等への引越等業務委託
(2)履行場所	市役所本庁舎（所在地：那覇市泉崎1丁目1番1号）、仮庁舎（所在地：那覇市上之屋1丁目2-2）、その他関連施設
(3)事業の目的	那覇市役所本庁舎を仮庁舎等へ引越しするため
(4)業務の内容	「業務説明書」に示す那覇市役所本庁舎及びその関連施設内にある物品等の仮庁舎及びその関連施設内への搬出入その他関連業務。
(5)履行期間	契約の日から平成21年10月31日まで
(6)予定価格	26,300,000 円（消費税抜き）
(7)最低制限価格	設定しない。
(8)事業の基本条件	①履行期間 履行期間は、契約の日から平成21年10月31日までとする。 （引越スケジュール等、詳細については別添「業務説明書」を参照のこと。） ②業務終了後の処置 受注者は、履行場所の後片づけ作業を行う。後片づけ作業にかかる費用は受注者負担とする。

	③仮庁舎等への引越等業務委託の業務概要 別添「業務説明書」を参照のこと。 ④前払金 前払金の支払いはなし ⑤手続き 事業にあたっての官公庁その他への手続きと、これに要する費用は受注者の負担とする。 ⑥安全対策等 別添「仕様書」を参照のこと。
(9)現場調整	今回、引越等業務が行われる施設は、一般事務所と異なり市民サービスの提供や行政運営又は市議会等、多様な機能が必要とされている施設であることから、業務に着手した後においても、発注者が必要と認める場合は、受注者は業務説明書等について協議に応じるものとする。
(10)その他	この公告に基づき仮庁舎等への引越等業務委託に係る契約を締結した後に、発注者及び受注者の責めに帰せざる事由により、この公告に定める事項と異同が生じた場合で、発注者及び受注者両者に不利益が生じないときは、発注者と受注者が協議の上、仮庁舎等への引越等業務委託に係る契約を変更することができる。

2 入札参加資格要件

※公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

1	県内に本店を有し、定款又は商業登記簿で運送に係る事業を営んでいることを定めている者であること。
2	過去5年以内に従業員数が100人を超える事業所の引越業務の実績がある者。
3	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
4	市税に滞納がない者であること。
5	労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入している者であること。
6	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
7	経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の3月前から落札決定日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
8	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者等及びこれに準じる者として、公共事業からの排除の要請があり、当該状態が継続しているとして不適当であると市長が認める者に該当しない者であること。
9	その他市長が定める要件を満たしている者であること。

3 業務説明書の提供について

提供期間	平成21年4月20日(月)～21年4月22日(水)
提供方法	那覇市ホームページによりPDFファイルにて提供 (■要領・様式等一番号2)

4 業務説明書等に対する質問及び回答

質問期間	平成21年4月23日(木)9時～21年4月28日(火)17時
質問方法	質疑応答書(■要領・様式等一番号3)をE-mailで送付すること。 提出先 新庁舎建設室 E-mail:m-new001@neo.city.naha.okinawa.jp
回答	平成21年5月1日(金)17時15分までに那覇市ホームページに掲載

5 入札書等の提出方法

入札方法	郵便入札により行う。 ※配達日指定、配達証明、一般書留のすべてを郵便局で申し出ること。
提出書類	ア 入札書(■要領・様式等一番号4) イ 引越料等内訳書(■要領・様式等一番号5)
封筒	封筒作成例(■要領・様式等一番号6)参照 開札日時、対象事業名、業者の名称、電話番号、FAX番号、担当者名を記載
配達指定日	平成21年5月12日(火)←必ずこの日を指定してください。
宛先	〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部 新庁舎建設室

※配達指定日以外の日に届いた入札書等は受理しないものとする。

6 入札書の不受理・無効

那覇市仮庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札心得(以下「心得」)(■要領・様式等一番号7)第13条・14条参照。

7 入札参加者がいない場合の取扱い

心得 第17条第2項参照。

8 開札

開札日時	平成21年5月14日(木)10時
開札場所	市役所本庁7階会議室(新庁舎建設室隣)

9 入札資格審査書類の提出

提出書類	開札後、落札候補者は、下記の入札資格審査書類を提出すること。
	(1) 入札参加資格審査申請書（■要領・様式等一番号 1 2）
	(2) 営業証明書
	(3) 引越業務実績（■要領・様式等一番号 1 3）及び当該業務に係る契約書の写し（1 件）
	(4) 定款又は商業登記簿（運送事業を営んでいることの記載があるもの）の写し
	(5) 市税完納証明書（本店所在地の市町村）
	(6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
	(7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
	(8) 課税・免税事業者届（■要領・様式等一番号 1 4）
	(9) その他市長が必要と定めるもの

10 落札者の決定、入札参加資格要件の審査

開札後、提出書類の事後審査により後日決定する。 落札者決定予定日 平成 2 1 年 5 月 1 9 日（火） 心得 第 7、8、9、1 0、1 1、1 2 条参照。
--

11 入札保証金、契約保証金

入札保証金	見積もった契約金額の 1 0 0 分の 5 以上。ただし、那覇市契約規則第 1 2 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号に該当するときは、その全部を免除する。入札保証金は小切手で納めるものとし、開札終了後返還する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後返還する。入札保証金には利子を付さない。なお、那覇市契約規則第 1 2 条第 1 項第 1 号又は同項第 2 号の適用を受けようとする者は、それに係る関連書類（入札保証保険契約に係る保険証券等）を開札日当日に提出すること。
契約保証金	免除する。ただし、契約の相手方が正当な理由なく契約を履行しないときは、見積もった契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

1 2 入札保証金の納付方法等

入札保証金の納付	開札日当日、小切手にて納付すること。
提出書類	入札保証金納付書（■要領・様式等一番号 8） 印鑑証明書（法人） ※代理人が入札（開札）に参加する場合には、代理人の印鑑（認印可）を持参のうえ、委任状を提出すること。（■要領・様式等一番号 9）
小切手の取扱いについて	取引先金融機関が沖縄県内の金融機関であること。 小切手は、沖縄県内の手形交換所管内金融機関が振り出したもので、且つ、振出日から起算して 7 日を経過していないものに限る。

1 3 その他必要な事項

(1)	提出された関係書類は返却しない。
(2)	台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載する。

1 4 問い合わせ先

この公告、那覇市役所ホームページ、入札、開札、契約に関すること 那覇市役所 総務部 新庁舎建設室 担当者：西原、又吉、砂川 電話番号 8 6 2 - 4 2 6 0 FAX 番号 8 6 2 - 4 2 6 3

1 5 要領・様式等の確認方法

那覇市公式ホームページ → 那覇市仮庁舎等への引越等業務委託制限付一般競争入札 → 要領・様式等
--

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 8 号
平成 2 1 年 4 月 1 7 日
施 行 済

那覇市消防訓令審査会規程を次のとおり定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防訓令審査会規程

（設置）

第1条 消防長の発する訓令の制定等に関し必要な事項を審査するため、那覇市消防訓令審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査事項）

第2条 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- （1） 訓令又は要綱の制定又は改廃に関する事項
- （2） その他訓令等について消防長が命じた事項

2 前項の場合において、会長が、内容が軽易であると認めるとき、又は特別の事情があると認めるときは、審査会の審査を省略することができる。

（組織）

第3条 審査会は、会長、副会長及び委員13人で組織する。

- 2 会長に総務課長を、副会長に総務課副参事をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから消防長が任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

（会長及び副会長の職務）

第5条 会長は、会議を主宰し、審査会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会長及び副会長が審査会に出席できないときは、会長が指名する委員が会議の議長となる。

（会議）

第6条 審査会は、必要に応じ会長が招集する。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この訓令は、平成21年4月17日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 号

平成 2 1 年 4 月 1 0 日

掲 示 済

公共下水道の供用開始について

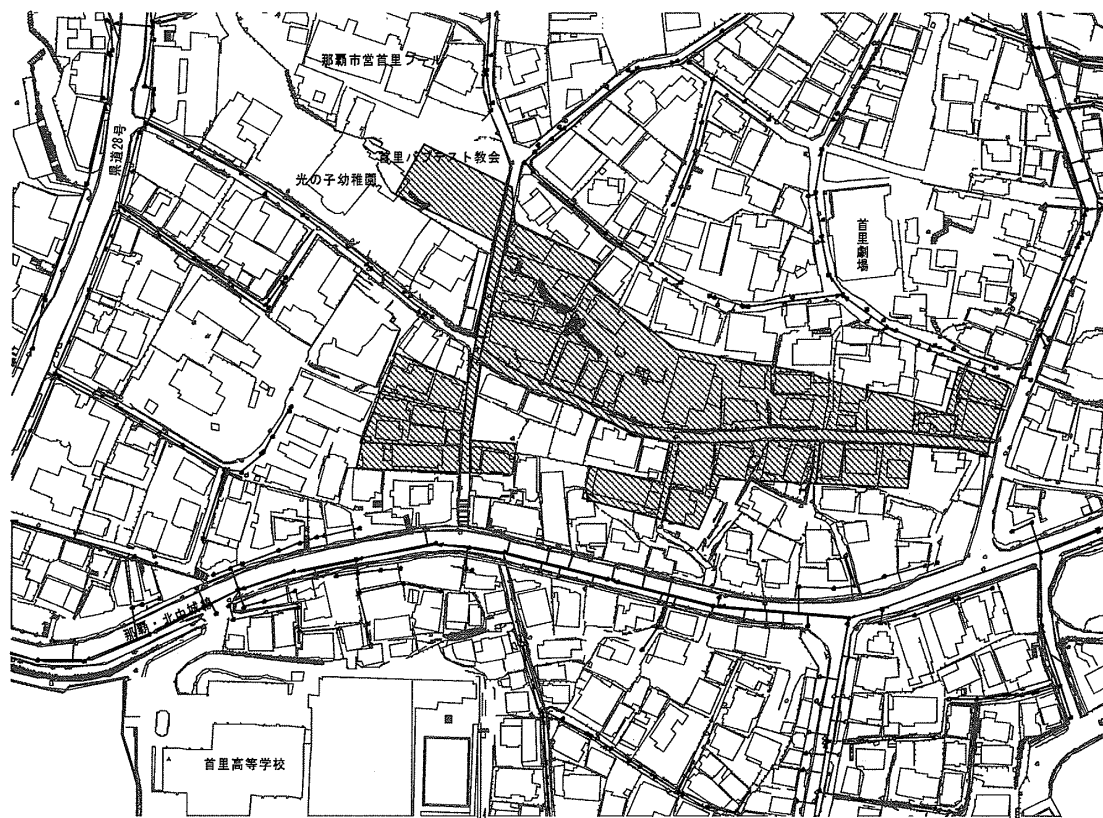
下水道法第 9 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により公共下水道 6 2 次（雨水・汚水）の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者

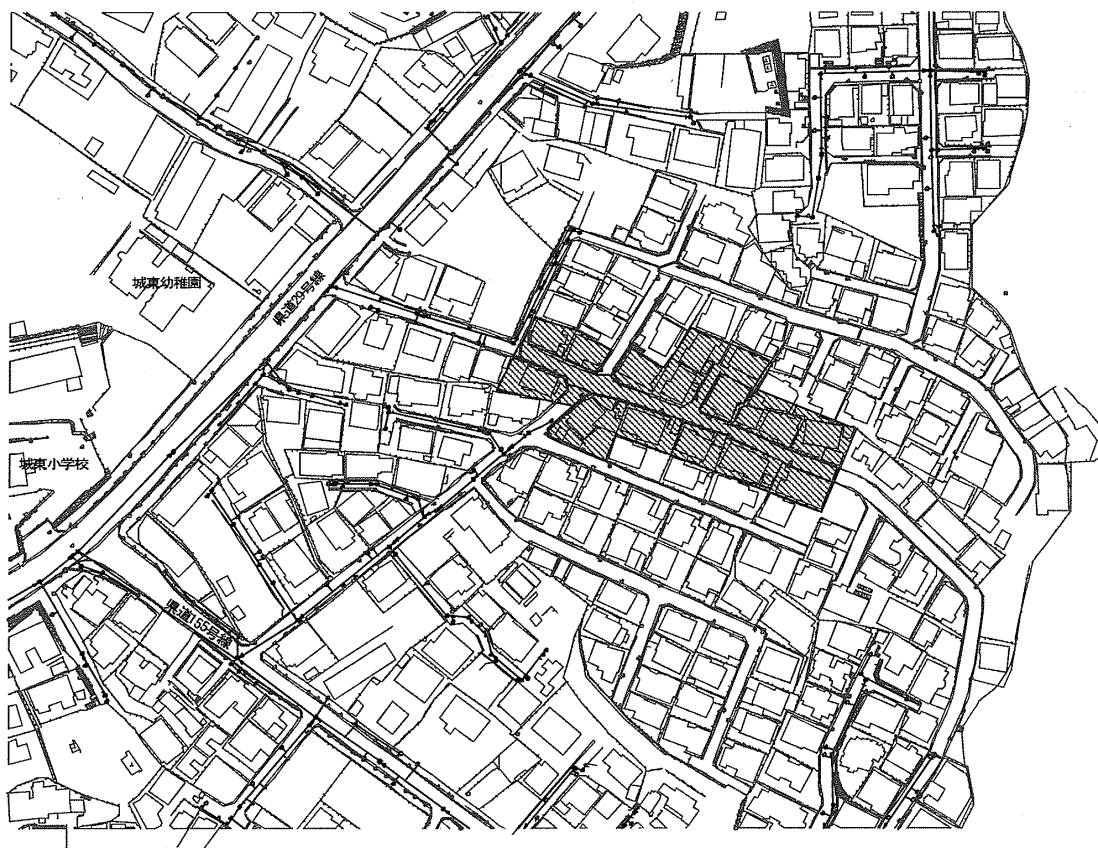
上下水道局長 松 本 親

- 1 使用及び処理開始年月日 平成 2 1 年 4 月 1 0 日
- 2 使用及び処理開始区域
汚水
首里山川町 1 丁目、首里大中町 1 丁目、首里池端町の一部、首里石嶺町 2 丁目
の一部、繁多川 2 丁目の一部、首里金城町 2 丁目の一部、首里金城町 3 丁目
の一部、字真嘉比の一部

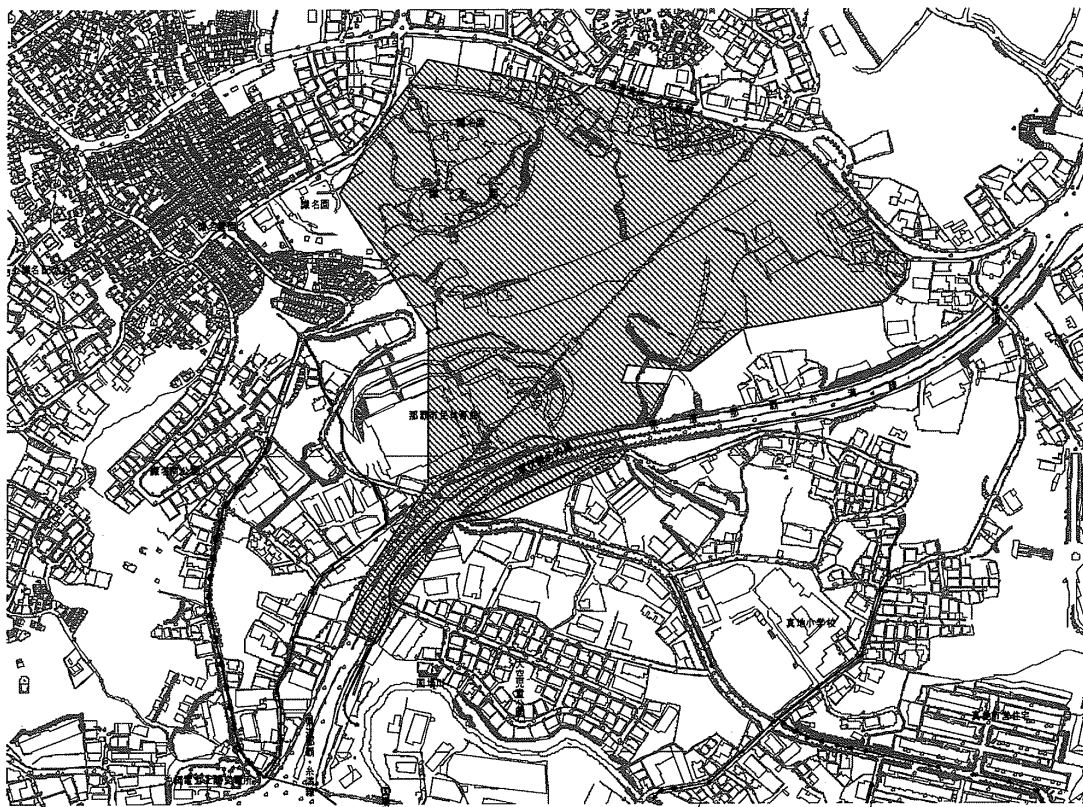
雨水
字識名、字真地の一部、首里金城町 2 丁目の一部、首里久場川町 2 丁目
の一部、首里金城町 3 丁目の一部、字真嘉比の一部、字国場の一部
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置
別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間
那覇市上下水道局 下水道課
平成 2 1 年 4 月 1 0 日から 2 週間
- 6 終末処理場の位置
那覇浄化センター 那覇市西 3 丁目 1 0 番 1 号



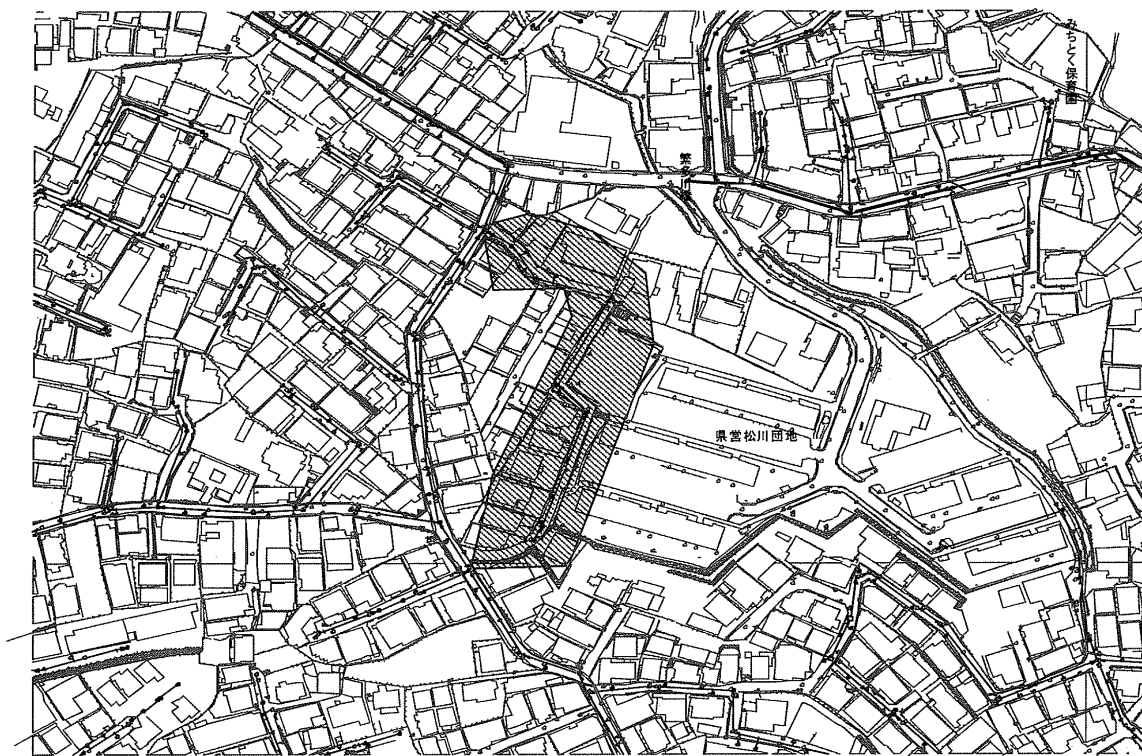
第62次公共下水道(汚水)供用開始区域図
首里山川町1丁目、首里大中町1丁目、
首里池端町地内



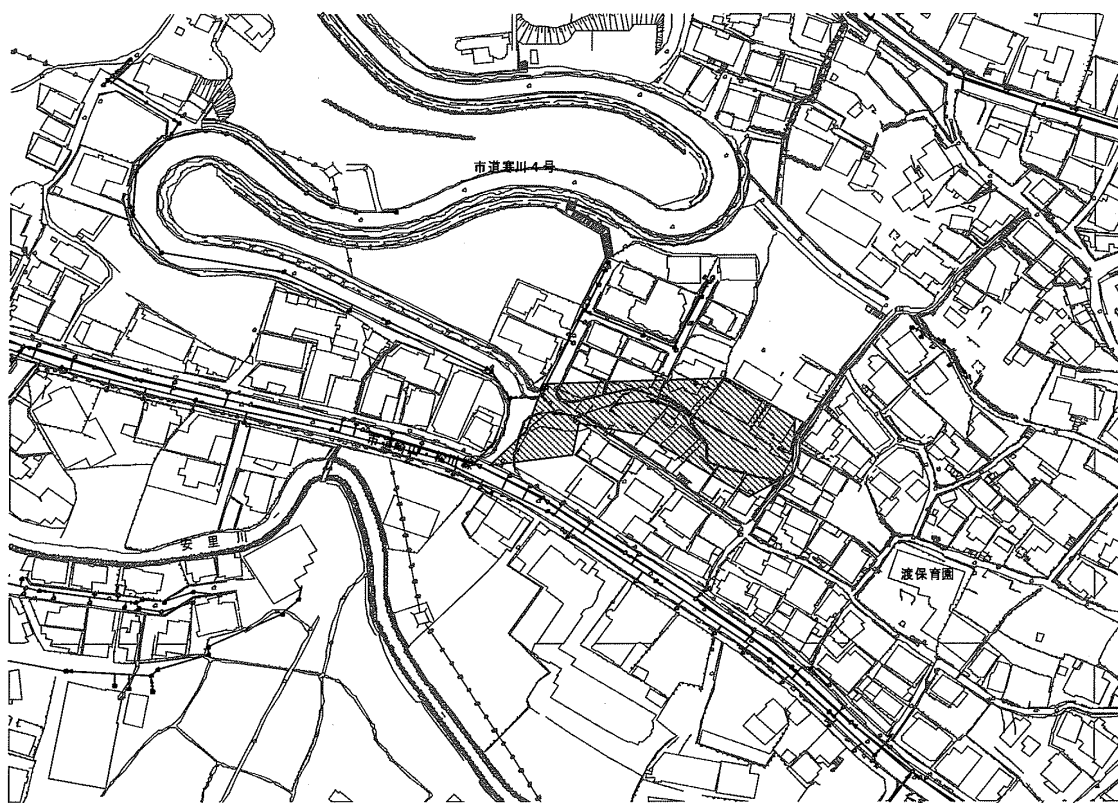
第62次公共下水道(污水)供用開始区域図
首里石嶺町2丁目地内



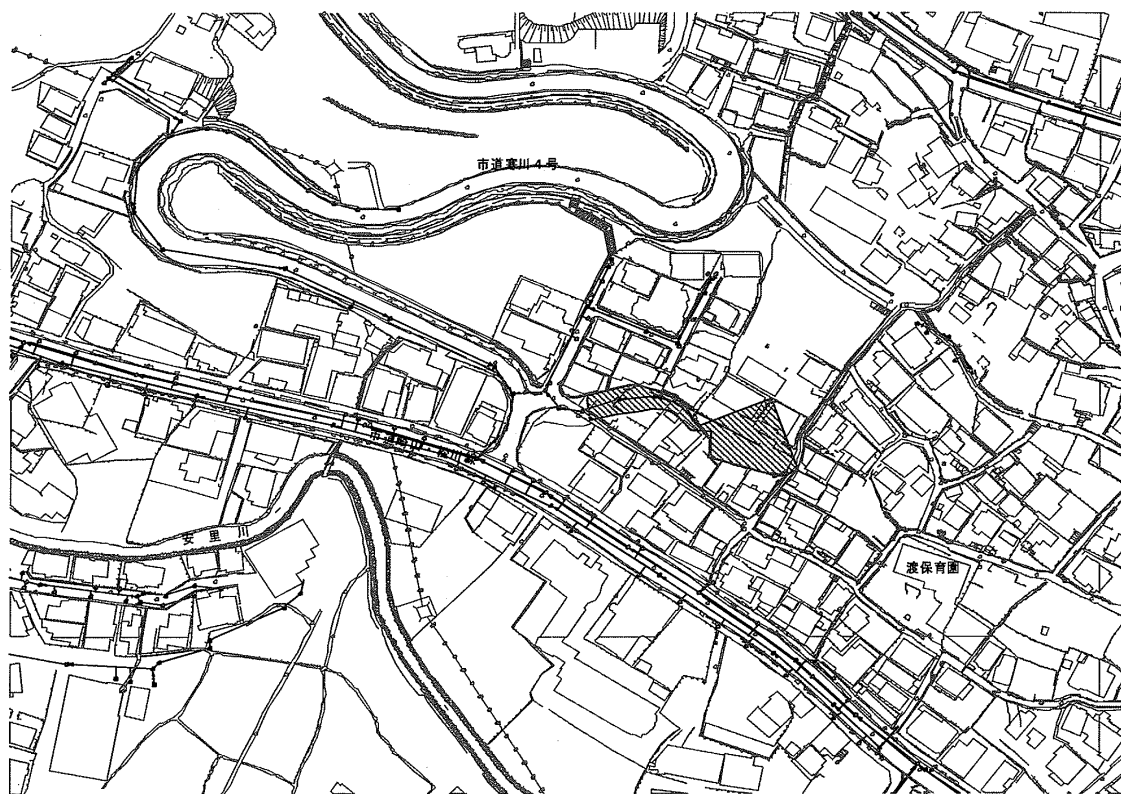
第62次公共下水道(雨水)供用開始区域図
字識名、字真地地内



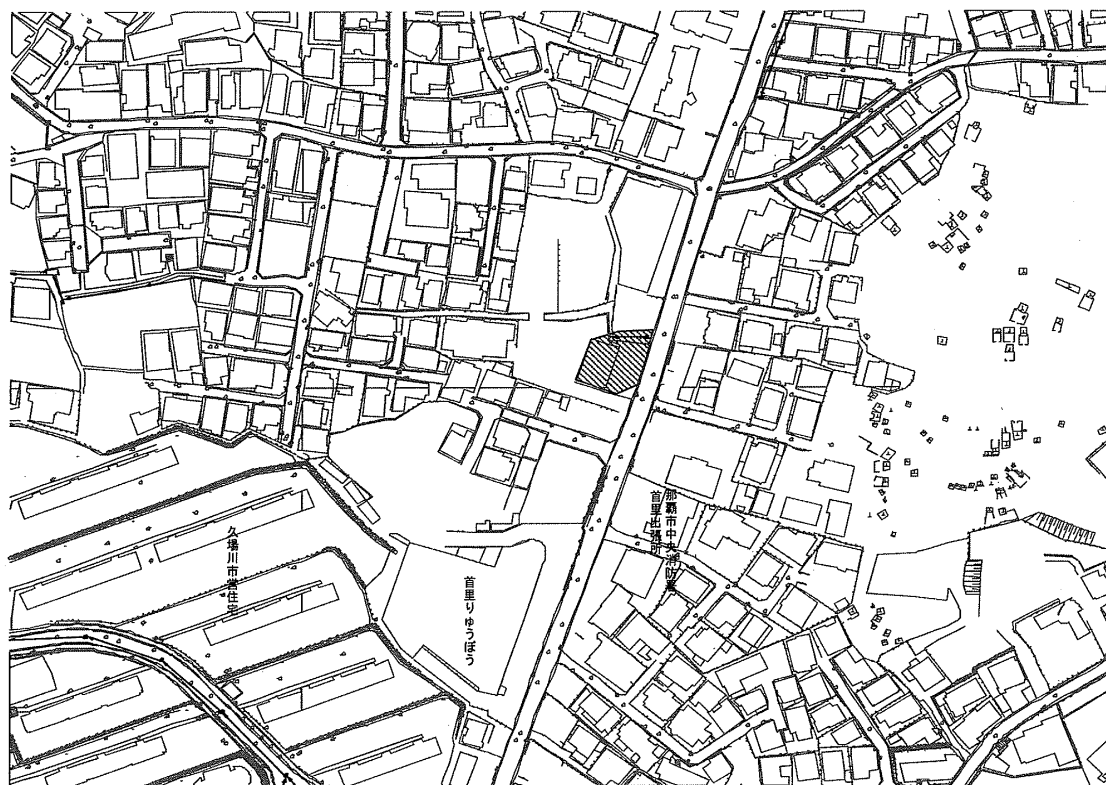
第62次公共下水道(汚水)供用開始区域図
繁多川2丁目地内



第62次公共下水道(污水)供用開始区域図
首里金城町2丁目地内



第62次公共下水道(雨水)供用開始区域図
首里金城町2丁目地内



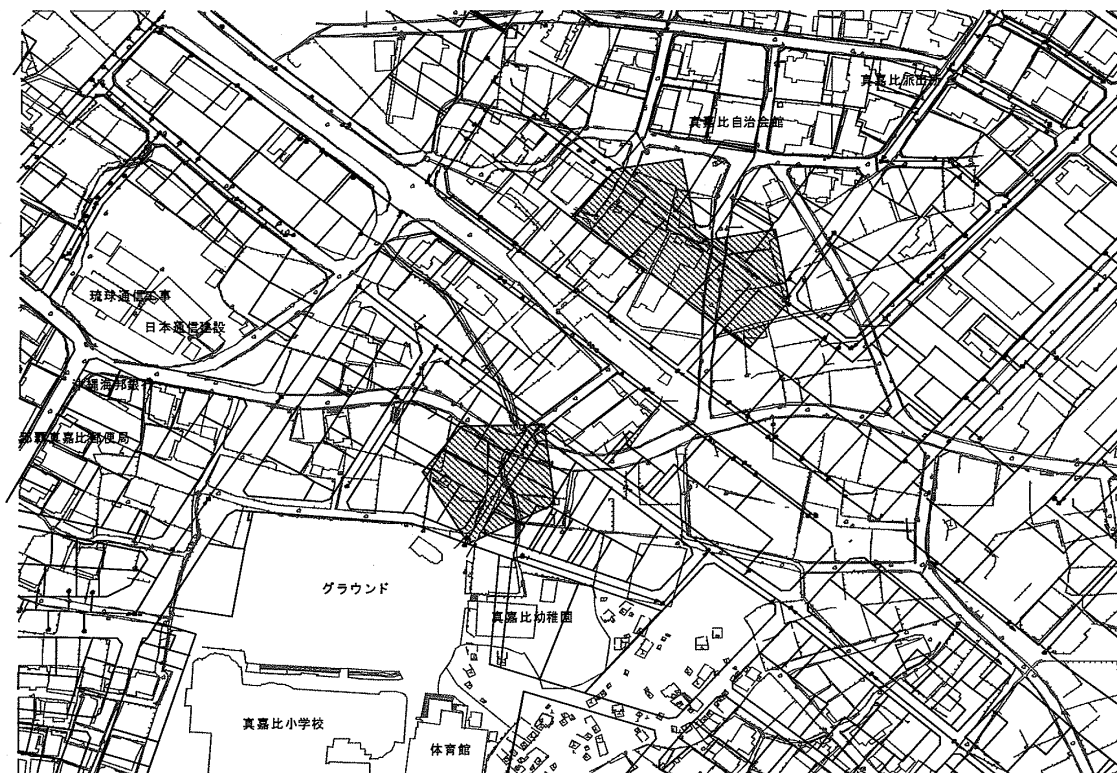
第62次公共下水道(雨水)供用開始区域図
首里久場川町2丁目地内



第62次公共下水道(污水)供用開始区域図
首里金城町3丁目地内



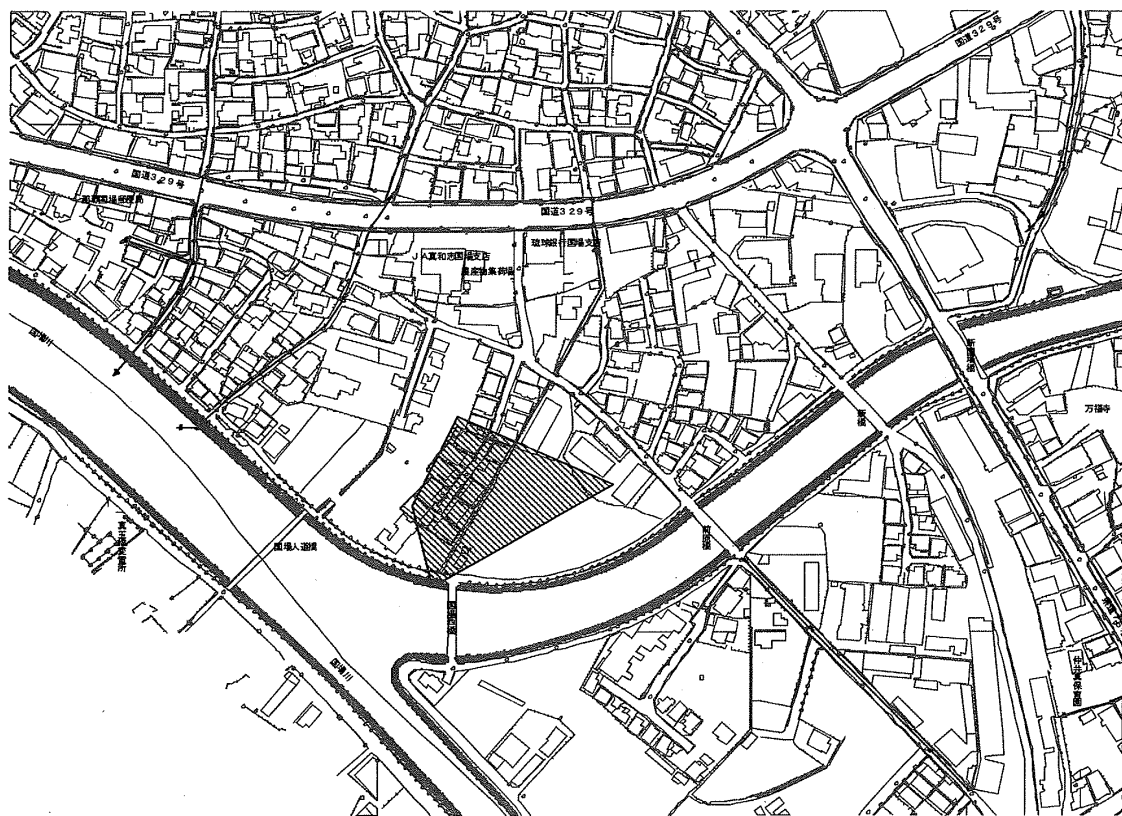
第62次公共下水道(雨水)供用開始区域図
首里金城町3丁目地内



第62次公共下水道(污水)供用開始区域図
字真嘉比地内



第62次公共下水道(雨水)供用開始区域図
字真嘉比地内



第62次公共下水道(雨水)供用開始区域図
字国場地内

那覇市上下水道局告示第 3 号

平成 2 1 年 4 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号	第 2 5 0 号
指定工事店名	有限会社 海西工業
営業所所在地	南城市佐敷字津波古 3 5 6 番地
代表者名	西平 妙子
指定の有効期間	平成 1 7 年 4 月 1 日 平成 2 2 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 2 0 年 1 0 月 2 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 4 号

平成 2 1 年 4 月 1 5 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定（登録）番号	第 3 5 7 号
指定工事店名	シンキ設備
営業所所在地	北中城村字島袋 3 0 7 番地
代表者名	知花 進
取消し日	平成 2 1 年 4 月 1 日

取消し理由 未更新の為

指定（登録）番号 第 3 6 1 号
指定工事店名 有限会社 幸南設備工業
営業所所在地 沖縄市室川 2 丁目 1 0 番 1 4 号
代表者名 幸喜 政明
取消し日 平成 2 1 年 4 月 1 日
取消し理由 未更新の為

指定（登録）番号 第 3 6 7 号
指定工事店名 有限会社 東海空調サービス
営業所所在地 那覇市港町 2 丁目 4 番 4 号
代表者名 名嘉 清治
取消し日 平成 2 1 年 4 月 1 日
取消し理由 未更新の為

指定（登録）番号 第 3 7 3 号
指定工事店名 誠設備工業
営業所所在地 那覇市繁多川 5 丁目 2 0 番 3 号
代表者名 又吉 茂
取消し日 平成 2 1 年 4 月 1 日
取消し理由 未更新の為

指定（登録）番号 第 3 7 5 号
指定工事店名 有限会社 東和技研
営業所所在地 豊見城市字嘉数 6 1 2 番地 2
代表者名 宮城 普仁
取消し日 平成 2 1 年 4 月 1 日
取消し理由 未更新の為